

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第34号

1993年9月9日
(平成5年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

建築確認等申請業務及び証明業務に係るコンピュータ利用について (答申)

1993年(平成5年)8月31日付で諮問された、建築確認等申請業務及び証明業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 市の建築指導課では、建築基準法に基づき、建築主から出された建築確認申請の審査や確認を行い、さらに各種台帳の作成や検査済証等証明の交付を行っている。
- ・ 現在これらの事務はすべて手作業により行っているが、申請件数は年間約3,000件にも上り、また、建築物の大規模化や用途の複合化により、審査に要する時間は増大し、さらに建築物を取巻く状況の複雑化等により、市民からの相談・要望等も大幅に増加してきているため、事務に支障を生じるようになってきている。
- ・ このような中で、国において建築基準法施行規則の改正がなされ、今後フロッピーディスクによる申請が可能となり、全国の特定行政庁に対し、国からこのシステムの導入について指導も行われている。
- ・ このため、これら建築確認等申請業務に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の省力化や効率化を図り、さらに市民サービスの向上を図るものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性

① 建築確認申請事務は、建築基準法上申請受理から確認通知までを一定の期間内に処理をしなければならないため、迅速かつ正確な事務処理が求められている。

② 処理件数が、年刊相当数に上っているが、これらをすべて手作業で行うことは非効率であり正確性に欠けるおそれがあり、また、多種多様な事務処理に相当の時間を要し、事業の円滑な推進が困難であると認められるため、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力される項目は、建築主等の基本的事項や電話番号・資格に関する事項のほか、建築物及びその敷地に関する事項、建築物別事項、建築物の階別事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、機器の使用者を限定したうえで、個人ごとにパスワードを設定するほか、フロッピーディスクの保管、保存についても充分考慮すること等を規定した、「建築確認等申請業務に係る個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上